

新しい入院医療費助成制度のご案内

(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)



奈良版

自己負担額が 月1万円まで引き下げられます。(※1)

(※1) 1医療機関ごと、1加入保険ごとの金額です。肝炎の抗ウイルス治療費助成とは異なり、転院した時や、退職等で健康保険を変更するときは月に1万円を複数回支払うこともあります。

対象者

対象者は、以下の条件をすべて満たしている方です。

- ①肝がん・重度肝硬変と診断されて入院治療(※2)を受けている。
- ②所得が決められた範囲にある(世帯の合計年収がおおむね370万円未満)。
- ③肝がん・重度肝硬変治療の研究に協力する。

(※2) 各都道府県が指定した医療機関(指定医療機関)に入院している場合が対象です。居住地以外の都道府県が指定した医療機関でも対象になります。他病のための医療費は助成対象にはなりません。指定医療機関の情報は、肝炎情報センターの「肝ナビ」で検索できます。



肝ナビ

いつ?

肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が 1年で4か月以上、「高額療養費」の限度額をこえたとき。(※3)

直近の1年間で「肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が高額療養費の限度額をこえた月」が既に3か月以上あると、4か月目の支払いから助成制度の対象になります(下図参照)。

(※3) «入院日数が通算で4か月以上»という意味ではありません。4か月の計算の対象になるのは、2018(平成30)年4月1日以降の入院です。また、助成を受けられるのは、2018(平成30)年12月以降の入院についてです。

例



(※4) 通院だけの高額療養費はカウントされません(上の例だと12月)

ご利用には奈良県の認定が必要です。裏面で手続きを紹介します。

発行者・お問合せ先 全国B型肝炎訴訟大阪原告団 〒556-0011大阪府大阪市浪速区難波中1-10-4南海野村ビル5階 ☎06-6647-0300

発行日 2019(令和元)年6月1日 新しい制度が少しでも多くの方の支えになればと願い、本リーフを作成しました。

※紹介しているのは2019(平成31)年1月1日現在の内容です。